

岩手県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、令和3年6月9日から同年7月6日まで関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
東田西部地区	当該県営土地改良事業計画書の写し	奥州市役所
上西風地区	〃	〃